

## 新たな企業向け支援体制がスタートしました

# 福岡市障がい者就労支援センターに 障がい者雇用サポートデスクを開設

一人一人に寄り添って

障がい者就労支援センターは福岡市が独自に設置した障がい者の企業就労を進めるための支援機関です。

障がいのある方の就労全般に関するご相談の総合窓口として、就労支援コーディネーターが相談者の状況やニーズに応じたアドバイス、情報提供をはじめとする様々な就労に関する支援を行います。

「どのような仕事に向いているかわからない」といったご相談には、就労支援コーディネーターとともに、ジョブコーチが相談者の状況に応じて数種類のアセスメント（※）や体験実習を行い、何が得意か、不得意か、どのような作業に適性があるのかなど「課題整理」を行いながら、就労に向けてサポートをしていきます。

※ アセスメント：個人の状態像を理解し、必要な支援を考えること

さらに障がいのある人と  
企業の架け橋となる機関へ

障がい者就労支援センターでは障がい者のみならず雇用を検討される企業に対しても支援を行っています。

近年、企業の障がい者雇用が進むにつれ、企業からの相談内容が雇用前だけでなく、雇用中の障がい者のこと、例えば「体調不良で休んでいる」、「職場の人間関係がうまくいっていないようだ」、「遅刻早退が増え、勤怠が悪くなった」などの相談や、「採用した社員が仕事を覚えられない」、「同じミスを繰り返すが何か障がいがあるのではないか、その社員に会社としてどのように対応すればよいか」等、雇用後の相談にまでわたるなど多様化しています。

障がい者雇用サポート  
デスクの開設

平成30年4月には、障害者雇用促進法の改正による精神障がい者の雇用義務化が施行されます。そのことにより、障がい者雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わることから民間企業に課されている法定雇用率も、現在の2.0%から2.2%、2.3%と段階的に引き上げることが決定しており、障がい者雇用における企業をとりまく状況はこれまで以上に変化してくることが予想されます。

このような状況を背景に、より迅速に企業の相談に対応するため、企業専門の相談窓口として平成29年7月「障がい者雇用サポートデスク」の開設に至りました。

### ● 福岡市障がい者就労支援センター ●



～平成28年5月、博多区千代から中央区長浜の  
福岡市鮮魚市場会館4階に移転しました～